

市第98号議案

令和2年度横浜市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度横浜市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,914,936 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,355,948,870 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和2年12月4日提出

横浜市 市長 林 文 子

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症対策事業費等を補正したいので提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		772,653,153 <sup>千円</sup>	990,340 <sup>千円</sup>	773,643,493 <sup>千円</sup>
	1 国庫負担金	294,878,717	242,780	295,121,497
	2 国庫補助金	476,554,232	747,560	477,301,792
19 県支出金		95,966,915	284,584	96,251,499
	2 県補助金	22,898,599	284,584	23,183,183
23 繰越金		1	1,777,012	1,777,013
	1 繰越金	1	1,777,012	1,777,013
25 市債		129,310,000	△ 137,000	129,173,000
	1 市債	129,310,000	△ 137,000	129,173,000
歳入合計		2,353,033,934	2,914,936	2,355,948,870

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>2 総務費</b>		<b>84,977,308</b> <sup>千円</sup>	<b>14,445</b> <sup>千円</sup>	<b>84,991,753</b> <sup>千円</sup>
	1 政策費	22,660,033	14,445	22,674,478
<b>3 市民費</b>		<b>430,731,091</b>	<b>322,123</b>	<b>431,053,214</b>
	1 市民行政費	401,835,314	278,720	402,114,034
	2 地域行政費	28,895,777	43,403	28,939,180
<b>4 文化観光費</b>		<b>15,714,901</b>	<b>430,251</b>	<b>16,145,152</b>
	1 文化観光費	15,714,901	430,251	16,145,152
<b>5 経済費</b>		<b>224,447,238</b>	<b>237,219</b>	<b>224,684,457</b>
	1 経済費	224,447,238	237,219	224,684,457
<b>6 こども青少年費</b>		<b>319,768,230</b>	<b>366,440</b>	<b>320,134,670</b>
	1 青少年費	22,418,309	27,381	22,445,690
	2 子育て支援費	190,794,348	10,500	190,804,848
	3 こども福祉保健費	106,555,573	328,559	106,884,132
<b>7 健康福祉費</b>		<b>355,539,455</b>	<b>1,246,086</b>	<b>356,785,541</b>
	1 社会福祉費	44,765,113	7,632	44,772,745
	2 障害者福祉費	118,274,483	45,346	118,319,829
	3 老人福祉費	13,279,386	126,307	13,405,693
	6 公衆衛生費	32,281,964	1,066,801	33,348,765
<b>8 環境創造費</b>		<b>36,502,966</b>	<b>335,231</b>	<b>36,838,197</b>
	5 環境施設費	9,279,397	335,231	9,614,628
<b>13 港湾費</b>		<b>20,681,845</b>	<b>100,141</b>	<b>20,781,986</b>
	1 港湾管理費	16,373,545	100,141	16,473,686

市第98号

款	項	補正前の額	補正額	計
15 教育費		276,088,312 <small>千円</small>	△ 137,000 <small>千円</small>	275,951,312 <small>千円</small>
	8 教育施設整備費	29,548,777	△ 137,000	29,411,777
歳出合計		2,353,033,934	2,914,936	2,355,948,870

## 第2表 債務負担行為補正

本年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小中学校増築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限度額 770,000千円	令和3年度	限度額 1,100,000千円

## 第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小・中学校 整備費	6,612,000 <sup>千円</sup>	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	6,475,000 <sup>千円</sup>	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	129,310,000				129,173,000			